

財務省告示第二百八十五号

財 務 省 告 示 第 二 百 八 十 五 号
 国 債 の 発 行 等 に 関 する 省 令 (昭 和 五 十 七 年 大 蔵
 省 令 第 三 十 号) 第 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き、 平
 成 十 六 年 六 月 二 十 一 日 に 発 行 する 利 付 国 債 の 発 行
 条 件 等 を 次 の と お り 告 示 する。
 平 成 十 六 年 六 月 十 八 日
 財 務 大 臣 谷 垣 禎 一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名 称 及 び 記 号	発 行 の 根 拠	法 律 及 び そ の 条 項	振 替 法 の 適 用 等	発 行 方 法	発 行 額	最 低 額 面 金	振 替 単 位	発 行 の 価 格	募 集 の 日	利 率	経 過 利 子
利 付 国 庫 債 券 (二 年) (第 二 百 二 十 一 回)	財 政 法 (昭 和 二 十 二 年 法 律 第 三 十 四 号) 第 四 条 第 一 項	社 債 等 の 振 替 に 関 する 法 律 (平 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号) 以 下 <small>「 振 替 法 」 と いう。) の 規 定 の 適 用 を 受 け る も の と し、 そ の 振 替 機 関 は 日 本 銀 行 と する。</small>	日 本 郵 政 公 社 に よ る 国 債 の 募 集	の 取 扱 い 及 び 取 得 に よ る 発 行 額	五 万 円	四 百 九 十 九 億 七 千 五 百 万 円	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿 の 記 載 又 は 記 録 は、 最 低 額 面 金 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と する。	平 成 十 六 年 六 月 二 十 一 日	十 五 銭	一 パーセント	(一) 日 本 郵 政 公 社 総 裁 は、 払 込 金 額 に 加 え、 次 の 算 式 に よ り 算 出 した 金 額 を 第 十 九 号 に 規 定 する 期 日 に 払 い 込 む も の と する

十 十
九 八

払 募 払
込 集 場
期 期 所
日 間

平 六 平
成 年 成
十 六 十
六 月 六
年 十 年
六 五 六
月 日 月
二 ま 一
十 で 日
一 から
日 平
成
十